

保険料の納付方法と納期

後期高齢者医療制度では、加入者一人一人に保険料を納めていただきます。
 保険料は、原則として年金から徴収(特別徴収)します。特別徴収の対象にならないかたは、町が定める納期に納入通知書(納付書)や口座振替で納める(普通徴収)ことになります。

※口座振替には申し込みが必要です。

申し込みは通帳と届出印を持って、総合窓口課または次の金融機関で手続きをしてください。

なお、口座振替の開始は、原則、届出日の翌月からになります。

口座振替ができる金融機関

- 横浜銀行・スルガ銀行・さがみ信用金庫・かながわ西湘農協・ゆうちょ銀行
- 中央労働金庫(神奈川県内のみ)



特別徴収		普通徴収		
対象者	年金を年額18万円以上受給されているかた(介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1を超えるかたを除く。)	特別徴収の対象にならないかた		
通知時期	4月「仮徴収額決定通知書・仮徴収開始通知書」 7月「保険料額決定通知書・納入通知書」	7月「保険料額決定通知書・納入通知書」 「納付書」		
納付方法	支給される年金から保険料を自動的に納付	町が送付する納付書を用いて、指定の金融機関で納付または口座振替により納付		
納付時期	【仮徴収】 前年の所得が確定するまでは、前年度保険料に基づいた仮徴収額を納めます。 ※平成20年度の仮徴収は、平成18年中の所得に基づき仮算定した保険料を納めます。	第1期	7月1日～ 7月31日	前年の所得が確定した後、年間保険料を計算し、納めます。
		第2期	8月1日～ 8月31日	
		第3期	9月1日～ 9月30日	
		第4期	10月1日～10月31日	
		第5期	11月1日～11月30日	
		第6期	12月1日～12月31日	
	【本徴収】 前年の所得が確定した後、年間保険料を計算し、仮徴収済額を差し引いた額を納めます。	第7期	1月1日～ 1月31日	
		第8期	2月1日～ 2月28日 (閏年は29日)	
		第9期	3月1日～ 3月31日	

※年度の途中で異動があった場合など、上の表とは異なる場合があります。

健康保険組合や共済組合などの被用者保険に加入していたかたは

平成20年度の通知時期、納付時期などは、被扶養者であったかたに対して軽減措置が講じられているため、次のようになります。

対象者	被保険者本人		被扶養者	
	年金を年額18万円以上受給されているかた(介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1を超えるかたを除く。)	特別徴収の対象にならないかた	年金を年額18万円以上受給されているかた(介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1を超えるかたを除く。)	特別徴収の対象にならないかた
通知時期	7月「保険料額決定通知書・納入通知書」	7月「保険料額決定通知書・納入通知書」 「納付書」	7月「保険料額決定通知書・納入通知書」	7月(予定)「保険料額決定通知書・納入通知書」 「納付書」
納付方法と納付時期	7月 普通徴収	7月 普通徴収	10月 特別徴収	10月 普通徴収
		8月		11月
		9月		12月
	10月 特別徴収	10月 特別徴収	2月	1月
		12月		2月
		2月		3月

※被扶養者であったかたの平成20年度の軽減措置として、4～9月は保険料の徴収は凍結され、10月以降翌年3月までの均等割額の9割が軽減されます。

75歳以上のかたは全員が対象です

後期高齢者医療制度がスタート!



今月から老人保健制度にかわり、後期高齢者医療制度が始まります。

この新しい医療制度は、75歳以上(一定の障害があるかたは65歳以上)のかたが全員対象となります。4月1日からは、医療保険(国民健康保険、健康保険組合、共済組合など)を抜けて、後期高齢者医療制度に加入することになります。(一定の障害がある65歳以上75歳未満のかたで新たに制度へ加入するかたは、申請が必要です。)

総合窓口課 ☎84-0315

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 平成24年 7月31日

被保険者番号 ●●●●●●●●

住所 足柄上郡開成町●●●●●●番地

氏名 開成 桃子 女

生年月日 大正 ●●年 ●●月●●日

資格取得年月日 平成20年 4月 1日

発効期日 平成20年 4月 1日

交付年月日 平成20年 4月 1日

一部負担金の割合 1割

被保険者番号 39143664

神奈川県後期高齢者医療広域連合

見本

後期高齢者医療被保険者証

後期高齢者医療被保険者証は届いていますか?

3月中旬に、後期高齢者医療制度の保険証(後期高齢者医療被保険者証)を、配達記録郵便で加入者一人一人に送付しました。保険証は、今までの老人保健法医療受給者証と同じ大きさです。

また、保険証以外に「限度額適用・標準負担額減額認定証」や「特定疾病療養受療証」を持っているかたには、後期高齢者医療制度の「限度額適用・標準負担額減額認定証」や「特定疾病療養受療証」を、配達記録郵便で送付しています。また、保険証などが届いていない場合は、総合窓口課へお問い合わせください。

また、お持ちの老人保健制度の「老人医療受給者証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「特定疾病療養受療証」はお手数ですが、4月30日までに総合窓口課へ返却してください。

3月2日以降に75歳になるかたは:

3月2日から5月1日まで75歳になるかたには、3月中に保険証を郵送しました。4月2日以降に75歳の誕生日を迎えるかたは、75歳の誕生日から対象になりますので、それまでは現在お持ちの医療保険の保険証をお使いください。

また、4月2日以降に75歳の誕生日を迎えるかたで、それまでは医療保険の「限度額適用・標準負担額減額認定証」や「特定疾病療養受療証」を持っていたかたは、新たに申請が必要です。総合窓口課へご相談ください。

なお、5月以降に75歳の誕生日を迎えるかたは、原則、誕生日の前月に、後期高齢者医療制度の保険証を郵送します。